

平成18年度勝山市人事行政の運営等の状況

勝山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第8号）に基づき、職員の給与や勤務状況について報告いたします。

1、職員の任免及び職員数に関する状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

平成18年度及び平成19年度の各部門別職員数の状況は次の表のとおりです。

（各年4月1日現在 総務省 地方公共団体定員管理調査より）

区 分 部 門		職 員 数（人）		対前年 増減数 （人）	主な増減理由
		平 1 8	平 1 9		
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	—	
	総 務	54	54	—	
	税 務	16	16	—	
	農林水産	19	19	—	
	商 工	8	8	—	
	土 木	19	20	1	建築部門充実に伴う増
	民 生	49	47	△2	保育園園児減少に伴う保育士の減
	衛 生	13	12	△1	保健事業の欠員不補充
	小 計	183	181	△2	
特政 別部 行門	教 育	81	80	△1	幼稚園の統廃合による減
	消 防	37	37	—	
	小 計	118	117	△1	
公 営 企 業等	上 水 道	8	8	—	
	下 水 道	10	9	△1	グループ統合による減
	そ の 他	12	14	2	包括介護支援センター業務増に伴う増
	小 計	30	31	1	
合 計		331 〔390〕	329 〔390〕	△2 〔—〕	

（注）1 職員数には、教育長（教育部門）を含んでいます。

2 〔 〕内は、条例に定める定数の合計です。

（2）職員定数管理計画の数値目標及び進捗状況

平成19年4月1日現在の職員定数管理計画の数値目標と進捗状況は次の表のとおりです。

計画期間		最終数値目標
始 期	終 期	
平成16年度	平成25年度	職員数を52人削減し、304人とする。

（注）職員定数管理計画とは、勝山市行財政改革実施計画（平成16年8月策定）

に基づき、計画的な職員削減を推進するためのものです。

	進捗状況（累計数）				平成22年度までの累計削減数
	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	
削減数	4人	10人（14人）	11人（25人）	2人（27人）	37人
進捗率	8%	27%	48%	52%	71%

（注）進捗率は、最終数値目標に対するものです。

2、職員の給与に関する状況

（1）人件費の状況

平成18年度の普通会計決算における人件費の状況は次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (H19.3.31現在)	歳出決算額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件 費率 (B/A)	平成17年 度人件費率
平成 18年度	人 27,524	千円 11,148,420	千円 233,919	千円 2,402,156	% 21.5	% 21.3

（注）人件費には職員給与費の他、特別職に支給される給料・報酬、市町村職員共済組合負担金等を含みます。

（注）普通会計とは、一般会計と、様々な特別会計のうち自治体同士を統一的な基準で比較できるように一定の会計を合算した決算統計上の会計をいいます。

（2）職員給与費の状況

平成19年度の普通会計の当初予算における職員給与費の状況は次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給 与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成 19年度	人 298	千円 1,143,430	千円 140,400	千円 458,200	千円 1,742,030	千円 5,846

（注）職員手当には退職手当を含みません。

（3）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成19年4月1日現在の職員（一般行政職）の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢は次の表のとおりです。

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
勝山市	円 322,229	円 359,839	歳 41.11

（注）1 一般行政職の職員とは、市職員のうち、技能労務職員、消防職員、企業職員、保育士、看護師、保健師、教諭、税務職員等を除いた職員をいいます。

2 給与月額とは、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況

平成19年4月1日現在の職員の初任給の状況は次の表のとおりです。

区分	勝山市	国
	初任給額	初任給額
	円	円
大学卒	159,700	170,200
高校卒	138,400	138,400

(注) 技能労務職員は除きます。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

平成19年4月1日現在の職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は次の表のとおりです。

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
	円	円	円
大学卒	249,856	316,212	379,700
高校卒	237,300	252,650	360,500

(注) 経験年数とは、卒業後すぐに採用された場合はその後の年数を、採用前に民間勤務歴等がある場合は、その期間を換算し採用後の期間に合算した年数をいいます。

(6) 職員の級別職員数の状況

平成19年4月1日現在の職員（一般行政職）の級別職員数は次の表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
代表的な職名	主事 技師	主事 技師	主査	主任 主査	主幹	課長	部長	
職員数	人 9	人 51	人 28	人 40	人 24	人 14	人 7	人 173
構成比	% 5.2	% 29.5	% 16.2	% 23.1	% 13.9	% 8.1	% 4.0	% 100

(7) 職員手当の状況

① 扶養手当等

平成19年4月1日現在の主な職員手当の状況は次の表のとおりです。

手当名	勝山市	国の制度との比較
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,000円 ○配偶者以外の扶養親族 2人目まで 1人 6,000円 3人目から 1人 6,000円 満16歳から満22歳までの年度にある子1人につき5,000円を加算	同じ

	配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 に5,000円を加算																
住居手当	○借家の場合 家賃が12,000円を超える場合、家賃の額 に応じて、27,000円を限度として支給 ○持家の場合 新築、購入後5年間まで2,500円	同じ															
通勤手当	○電車、バスを利用する場合 定期代55,000円までを全 額支給 ○乗用車等を利用する場合 通勤距離に応じて2,000円～ 24,500円まで支給	同じ															
期末・勤勉 手当	(平成18年度支給割合) <table> <tr> <td></td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr> <tr> <td>6月期</td><td>1. 4月分</td><td>0. 725月分</td></tr> <tr> <td>12月期</td><td>1. 6月分</td><td>0. 725月分</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3. 0月分</td><td>1. 450月分</td></tr> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		期末手当	勤勉手当	6月期	1. 4月分	0. 725月分	12月期	1. 6月分	0. 725月分	計	3. 0月分	1. 450月分	同じ			
	期末手当	勤勉手当															
6月期	1. 4月分	0. 725月分															
12月期	1. 6月分	0. 725月分															
計	3. 0月分	1. 450月分															
宿日直手当	宿直・日直1回当たり4,200円を支給	同じ															
管理職手当	○部長級 給料月額100分の10を支給 ○課長級 給料月額100分の9を支給	同様の制度はある が支給率の比較は できない															
寒冷地手当	職員の世帯等の区分に応じて11月から3月までの間、 7,360円～17,800円を支給	同じ															
退職手当	(平成19年4月1日現在支給率) <table> <tr> <td></td><td>自己都合</td><td>勸奨・定年</td></tr> <tr> <td>勤続20年</td><td>23. 50月分</td><td>30. 55月分</td></tr> <tr> <td>勤続25年</td><td>33. 50月分</td><td>41. 34月分</td></tr> <tr> <td>勤続35年</td><td>47. 50月分</td><td>59. 28月分</td></tr> <tr> <td>最高限度額</td><td>59. 28月分</td><td>59. 28月分</td></tr> </table> その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（定年との年数 再に応じて2%～20%加算） ※勝山市は、福井県市町村職員退職手当組合に加入しており、 支給率や加算措置は組合の制度による		自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23. 50月分	30. 55月分	勤続25年	33. 50月分	41. 34月分	勤続35年	47. 50月分	59. 28月分	最高限度額	59. 28月分	59. 28月分	同じ
	自己都合	勸奨・定年															
勤続20年	23. 50月分	30. 55月分															
勤続25年	33. 50月分	41. 34月分															
勤続35年	47. 50月分	59. 28月分															
最高限度額	59. 28月分	59. 28月分															

②特殊勤務手当

平成１８年度の特殊勤務手当の状況は次の表のとおりです。

特殊勤務手当	手当の種類 以下の５種類 １、用地交渉業務従事手当 ２、動物死体汚物処理業務従事手当 ３、感染症防疫業務従事手当 ４、徴収事務従事手当 ５、消防署勤務手当	
	職員全体に占める手当支給職員の割合（１８年度）	２３．６％
	支給職員１人当たり平均支給年額（１８年度決算額）	14,872 円

③時間外勤務手当

平成１７年度及び平成１８年度の時間外勤務手当の状況は次の表のとおりです。

区 分	平成１７年度	平成１８年度
支給額	５３，６９８千円	５３，５２９千円
職員１人当たりの平均支給年額	１７５千円	１７４千円

（８）特別職の給料、報酬等の状況

平成１９年４月１日現在の特別職の給料、報酬等の状況は次の表のとおりです。

区 分	給料又は報酬月額	期末手当支給割合
市 長	８５０，０００円	６月期 １．６月分 １２月期 １．７月分 計 ３．３月分
副市長	７１０，０００円	
議 長	４４０，０００円	
副議長	３７０，０００円	
議 員	３５０，０００円	

３、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）勤務時間の状況

平成１９年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	８：３０～１７：３０
休憩時間	１２：００～１３：００

（注）公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りになります。

（２）休暇、休業制度の状況

職員の休暇、休業制度の概要は次の表のとおりです。

区 分	内 容
年次有給休暇	労働基準法に基づき１年につき最高２０日間を付与。繰越分を含めると最高４０日間となります。平成１８年の職員の平均取得日数は５．３日で平成１７年

	(5. 6日)と比べると0. 3日減少しています。
病気休暇	90日以内(有給である期間)
介護休暇	配偶者、父母、子等を介護する職員に与えられる無給休暇。平成18年度に取得した職員は1名でした。
育児休業	3歳未満の子を養育する職員に認められる無給休暇。平成18年度に新規に取得した職員は7名(全て女性)でした。
特別休暇	結婚、出産等の事情により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇。

4、職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 平成18年度の分限処分の状況

処 分 事 由		人数
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号、第2項第1号	1
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第1項第4号	0
条例で定める事由による場合	地公法第28条第2項	0

(2) 平成18年度の懲戒処分の状況

処 分 事 由		人数
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0

5、職員の服務の状況

職員の服務については、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています。(地方公務員法(以下「法」という。)第30条)

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(法第32条)
- ・ 信用失墜行為の禁止(法第33条)
- ・ 秘密を守る義務(法第34条)
- ・ 職務に専念する義務(法第35条)
- ・ 政治的行為の制限(法第36条)
- ・ 争議行為等の禁止(法第37条)
- ・ 営利企業等の従事制限(法第38条)

6 職員の研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。(法第39条)

平成18年度の職員の研修受講状況

区 分	受 講 者 数
福井県自治研修所 階層別研修	35
福井県自治研修所 パワーアップ研修	53
市町村アカデミー（千葉県）	6
国際文化アカデミー（滋賀県）	2
ヤル気職員支援事業	9
勤務評価研修	337
若手職員研修（消防・ビュークリーンおくえつ）	17
健康講座	166
その他職員研修（接遇、c s）	67

7 職員の福祉および利益の保護の状況

（1）福利厚生制度の概要（平成18年4月1日現在）

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し実施する主体は福井県市町村職員共済組合です。

市においては、職員の福利厚生事業を実施しているほか、職員による互助組織として「勝山市職員互助会」を組織し、職員の健康管理のための人間ドック助成や医薬品購入をはじめ、教養親睦として都市職員体育大会の参加や球技大会の実施、職員の冠婚葬祭に際しての給付などを行っています。

（2）公務災害補償制度の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員災害補償基金福井県支部に加入し、実施しています。

平成18年度においては、通勤上、公務上のケガによる災害が4件認定されました。

8 公平委員会業務状況

（1）職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、公平委員会に地方公共団体の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができます。(地公法第46条)

勤務条件に関する措置の要求の状況 なし

（2）また、任命権者が職員に対して行った不利益な処分について、公平委員会に対して不服申し立てができます。(地公法第49条、第49条第2項)

不利益処分に関する不服申し立ての状況 なし